

農村総合モデル

ル事業(原案)

**53年度、59年度までの7ヶ年
総事業費九億四千万円で実施**

農村集落を総合的に整備する目的で設定されたモデル事業の原案が、この程まとまり

本年四月より実施されることになりまし。事業の実施期間は、五十三年度より五十九年度までの七ヶ年間で、九億四千万円の事業費で実施されます。事業の概要は次のとおりです。

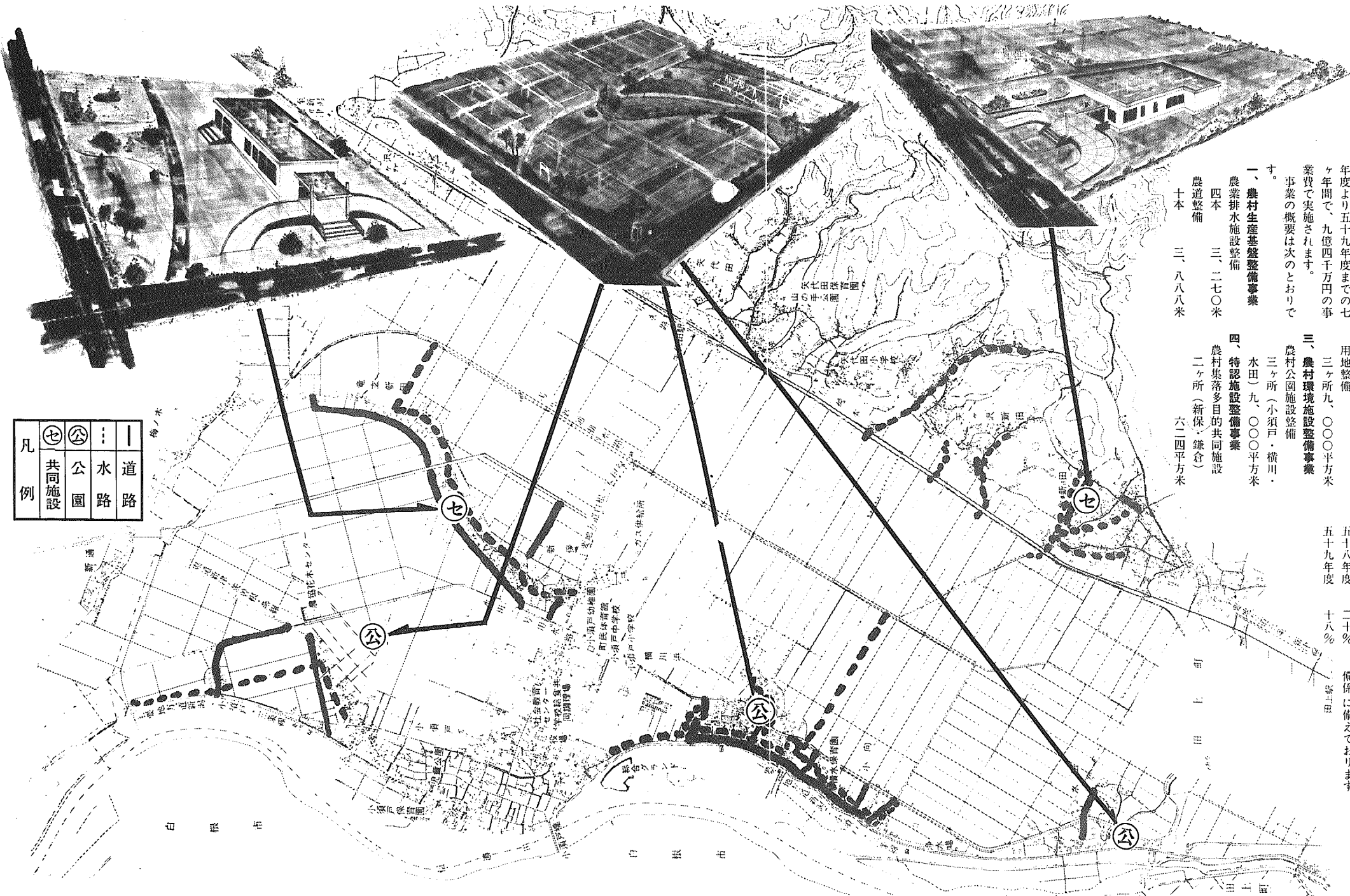
- 一、農村生産基盤整備事業
 - 農業排水施設整備 四本 三、二七〇米
 - 農道整備 十本 三、八八八米
- 二、農村環境基盤整備事業
 - 農業集落道整備 十一本 二、八三一米
 - 用地整備 三ヶ所九、〇〇〇平方
 - 農村公園施設整備 三ヶ所(小須戸・横川・水田)九、〇〇〇平方
- 三、農村環境施設整備事業
 - 農村集落多目的共同施設 二ヶ所(新保・鎌倉) 六、二四平方

この事業は、国庫補助金五十%・県補助金二十%を受けて実施されるものです。年次別の事業費の配分割合は次のとおりです。

五十三年度	三%
五十四年度	七%
五十五年度	十二%
五十六年度	二十%
五十七年度	二十%
五十八年度	二十%
五十九年度	十八%

**国土利用計画法
土地に関する権利移転等の
届出について**

市街化区域内では、二平方米、市街化調整区域では、五千平方米、その他区域では、一万平方米以上の土地の売買を行う場合は、売買契約を結ぶ前に、町長を経由して県知事に届出が必要で。届け出用紙は、役場開発振興課企画整備係に備えてあります。



凡例	七	公	水	道
	共同施設	公園	水路	道路